

育児休業支援手当金の支給対象となる事例について

1 組合員に係る要件

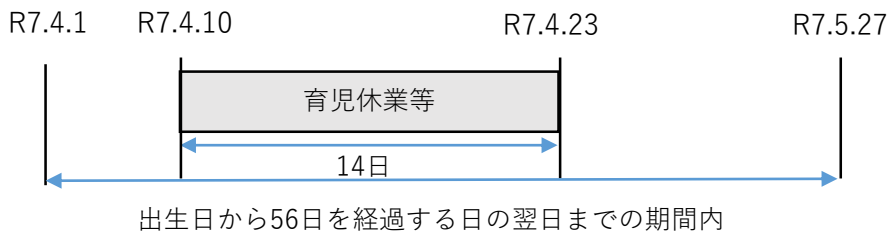
(1) 組合員が産後休業等を取得しない場合

支給要件

その子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までに、育児休業等を通算して14日以上取得していること

① 育児休業等を連続して14日以上取得した場合

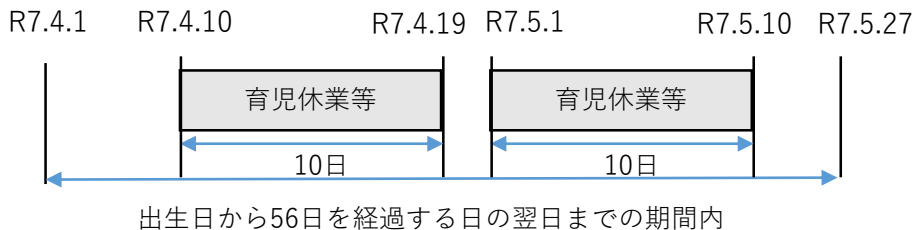
例) 子の出生日：R7.4.1、育児休業等：R7.4.10～R7.4.23



○ 支給要件を満たす

② 育児休業等を分割して通算で14日以上取得した場合

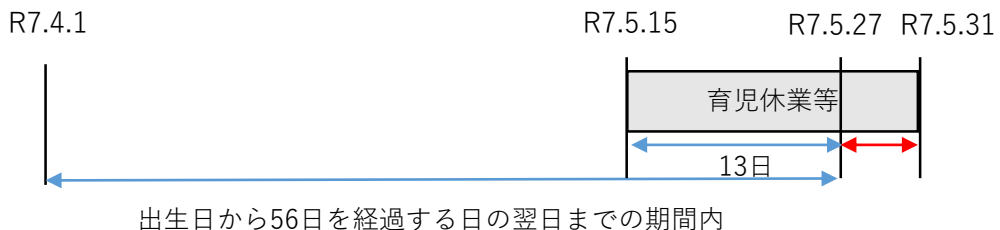
例) 子の出生日：R7.4.1、育児休業等：R7.4.10～R7.4.19、R7.5.1～R7.5.10



○ 支給要件を満たす

③ 対象期間内に育児休業等を14日以上取得していない場合

例) 子の出生日：R7.4.1、育児休業等：R7.5.15～R7.5.31

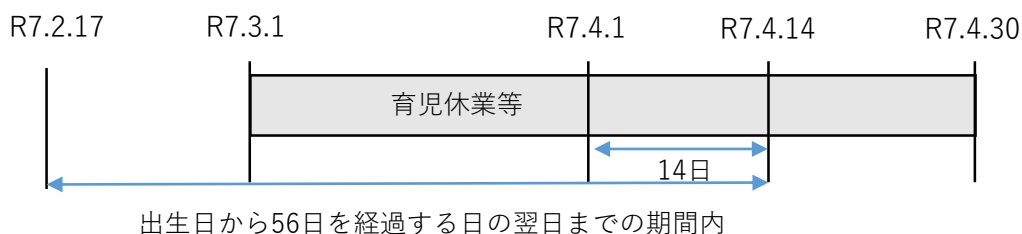


× 支給要件を満たさない

子の出生日から56日を経過する日の翌日までに育児休業等を14日以上取得していないため。

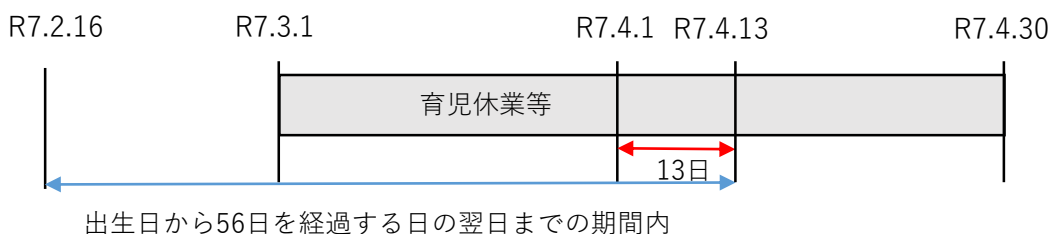
- 施行日であるR7.4.1より前に育児休業等を取得している場合は、R7.4.1以降の育児休業等の日数が要件を満たしているかを確認します。
- なお、対象期間については実際の出生日から起算します。
- 組合員が産後休業を取得しない場合は、R7.2.17以降に出生した子に係る育児休業等が該当します。

- ④ R7.4.1以降、対象期間内に育児休業等を14日以上取得した場合
例) 出生日：R7.2.17、育児休業等：R7.3.1～R7.4.30



- 支給要件を満たす
(子の出生日から56日を経過する日の翌日までの期間内
かつR7.4.1以降に育児休業等を14日以上取得している)

- ⑤ R7.4.1以降の期間のみでは対象期間内の育児休業等の取得日数が14日以上に満たない場合
例) 出生日：R7.2.16、育児休業等：R7.3.1～R7.4.30

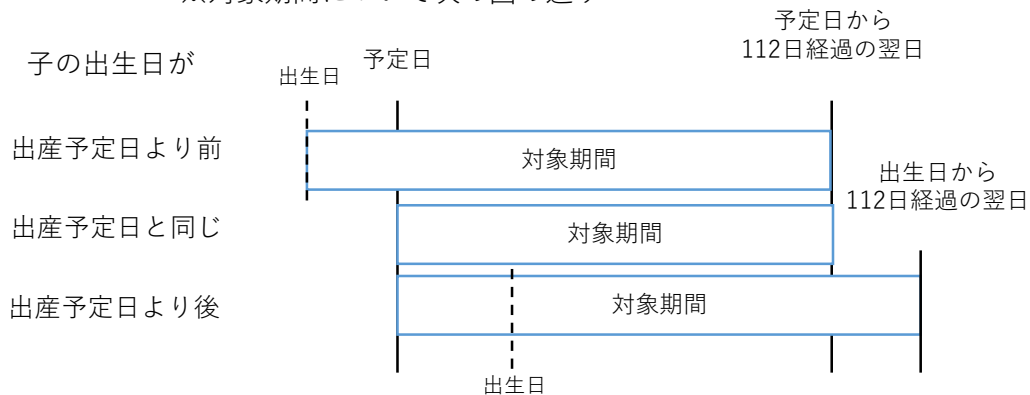


- × **支給要件を満たさない**
(子の出生日から56日を経過する日の翌日までの期間内
でR7.4.1以降に取得した育児休業等の日数が14日未満のため)

(2) 組合員が産後休業等を取得した場合

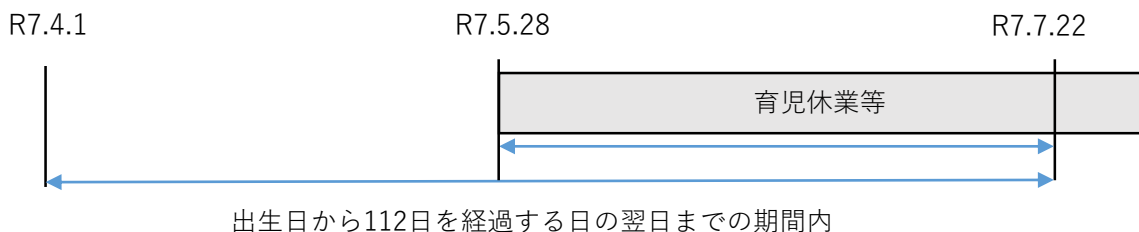
支給要件

その子の出生日または出産予定日から112日を経過する日の翌日までに、
育児休業等を14日以上取得していること
※対象期間について次の図の通り



① 子（こ）の出産（しゅっしん）予定（よ）日（にち）と出生（しゅっしん）日（にち）が同日（どうにち）の場合（ばい）

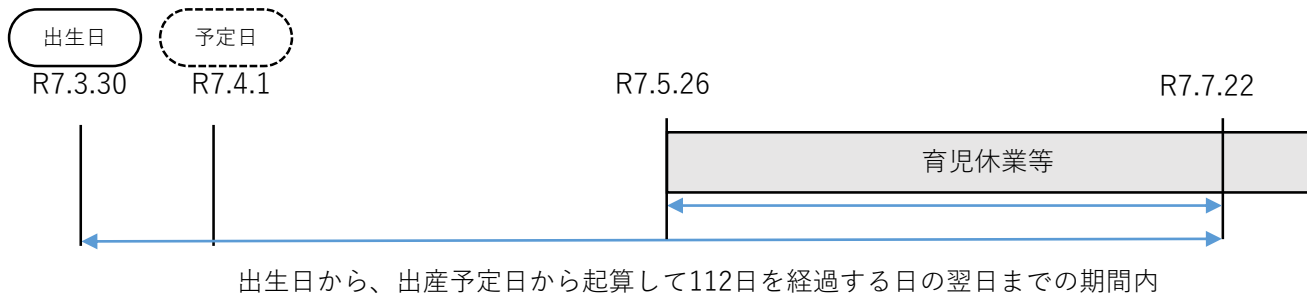
例（れい） 出生（しゅっしん）日（にち）及（およ）び出産（しゅっしん）予定（よ）日（にち）：R7.4.1、産後（さんご）休業（きぎふ）等（とう）：R7.4.2～R7.5.27
育児（こども）休業（きぎふ）等（とう）：R7.5.28～R8.3.31



○ 支給要件（しきぎょうけん）を満（み）たす

② 子（こ）の出生（しゅっしん）日（にち）が 出産（しゅっしん）予定（よ）日（にち）より前（まえ）の場合（ばい）

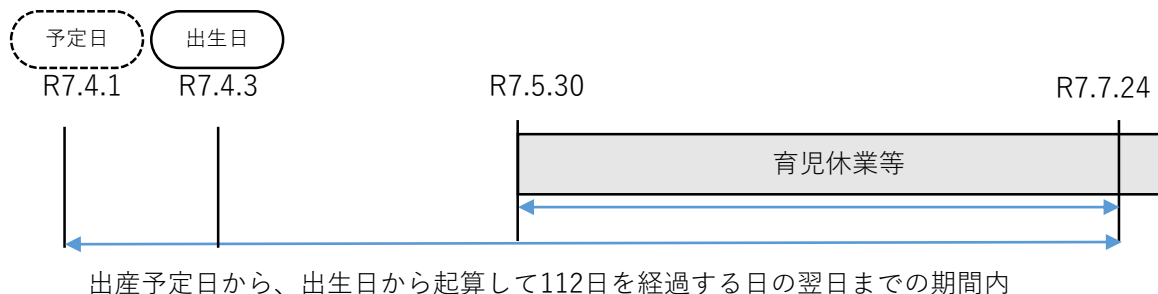
例（れい） 出産（しゅっしん）予定（よ）日（にち）：R7.4.1、出生（しゅっしん）日（にち）：R7.3.30、産後（さんご）休業（きぎふ）等（とう）：R7.3.31～R7.5.25
育児（こども）休業（きぎふ）等（とう）：R7.5.26～R8.3.31



○ 支給要件（しきぎょうけん）を満（み）たす

③ 子（こ）の出生（しゅっしん）日（にち）が 出産（しゅっしん）予定（よ）日（にち）より後（のち）の場合（ばい）

例（れい） 出産（しゅっしん）予定（よ）日（にち）：R7.4.1、出生（しゅっしん）日（にち）：R7.4.3、産後（さんご）休業（きぎふ）等（とう）：R7.4.4～R7.5.29
育児（こども）休業（きぎふ）等（とう）：R7.5.30～R8.3.31

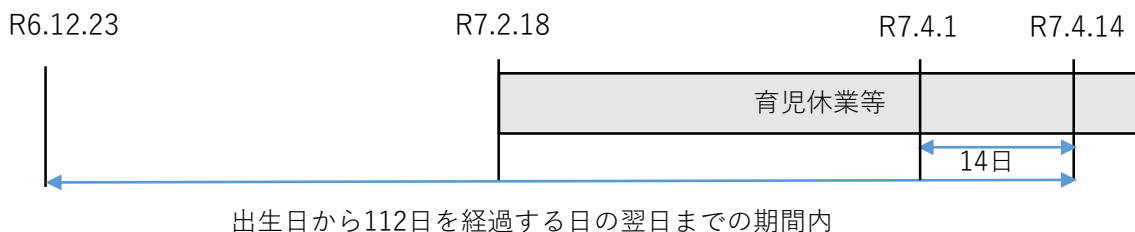


○ 支給要件（しきぎょうけん）を満（み）たす

- (1)と同様に、施行日であるR7.4.1より前に育児休業等を取得している場合は、R7.4.1以降の育児休業等の日数が要件を満たしているかを確認します。
- なお、対象期間については実際の出産予定日または出生日から起算します。
- 組合員が産後休業等を取得した場合は、出産日と出産予定日が同日であれば、R6.12.23以降に出生した子に係る育児休業等が該当します。

- ④ 子の出産予定日と出生日が同日で、対象期間内かつR7.4.1以降、育児休業等を14日以上取得した場合

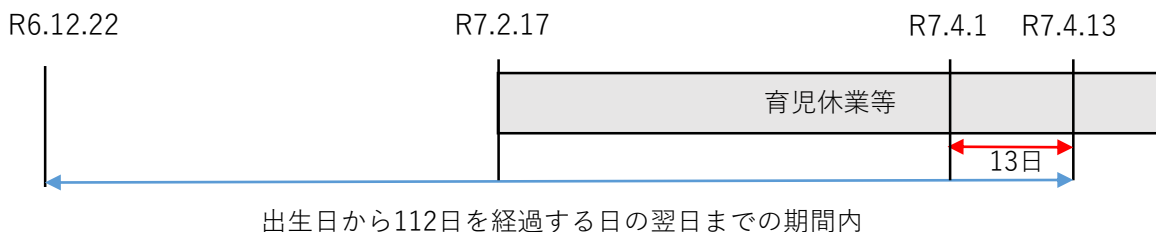
例) 出生日及び出産予定日：R6.12.23、産後休業等：R6.12.24～R7.2.17
育児休業等：R7.2.18～R8.3.31



- 支給要件を満たす
(子の出生日から112日を経過する日の翌日までの期間内
かつR7.4.1以降に育児休業を14日以上取得している)

- ⑤ 子の出産予定日と出生日が同日で、R7.4.1以降の期間のみでは対象期間内の育児休業等の取得日数が14日に満たない場合

例) 出生日及び出産予定日：R6.12.22、産後休業等：R6.12.23～R7.2.16
育児休業等：R7.2.17～R8.3.31



- × **支給要件を満たさない**
(子の出生日及び出産予定日から112日を経過する日の翌日までの期間内で
R7.4.1以降に取得した育児休業等の日数が14日未満のため)

出生日と出産予定日が異なる場合も、3ページ上部の表に当てはめた場合の対象日数が、R7.4.1以降の期間のみで14日以上あるかを確認のうえ、支給要件を満たすか判断します。

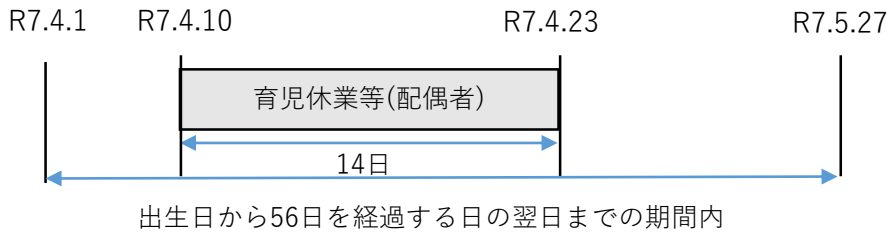
2 組合員の配偶者に係る要件

支給要件

その子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までに、育児休業等を通算して14日以上取得していること

① 育児休業等を連続して14日以上取得した場合

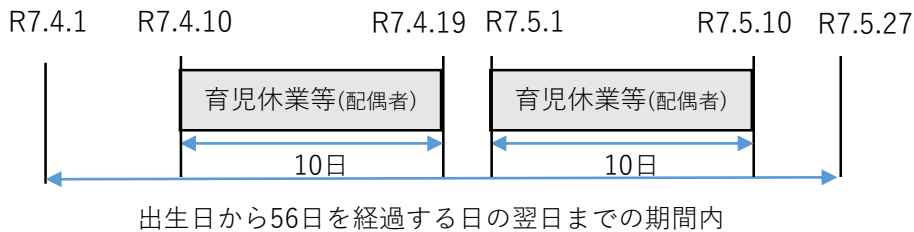
例) 子の出生日：R7.4.1、育児休業等：R7.4.10～R7.4.23



○ 支給要件を満たす

② 育児休業等を分割して取得し、通算で14日以上取得した場合

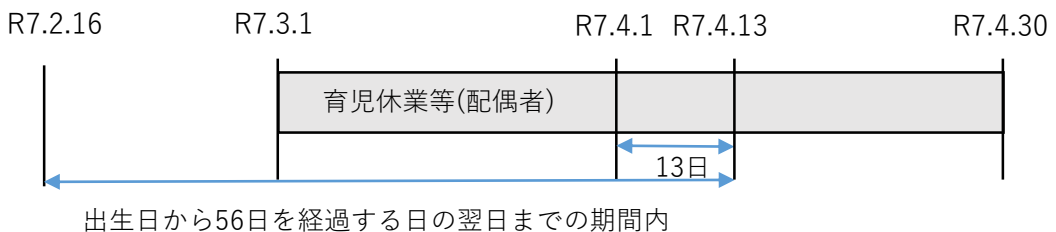
例) 子の出生日：R7.4.1、育児休業等：R7.4.10～R7.4.19、R7.5.1～R7.5.10



○ 支給要件を満たす

③ R7.4.1より前の期間も含めて、育児休業等をした日数が通算して14日以上となる場合

例) 出生日：R7.2.16、育児休業等：R7.3.1～R7.4.30



○ 支給要件を満たす

(組合員の場合と異なり、子の出生日から56日以内に、14日以上育児休業等を取得していれば要件を満たす。)

※配偶者については、子の出生日から56日以内に育児休業等を14日以上取得していれば、R7.4.1以前に育児休業等の取得が終了している場合でも要件を満たすことになります。